

法人の利益処分制度について

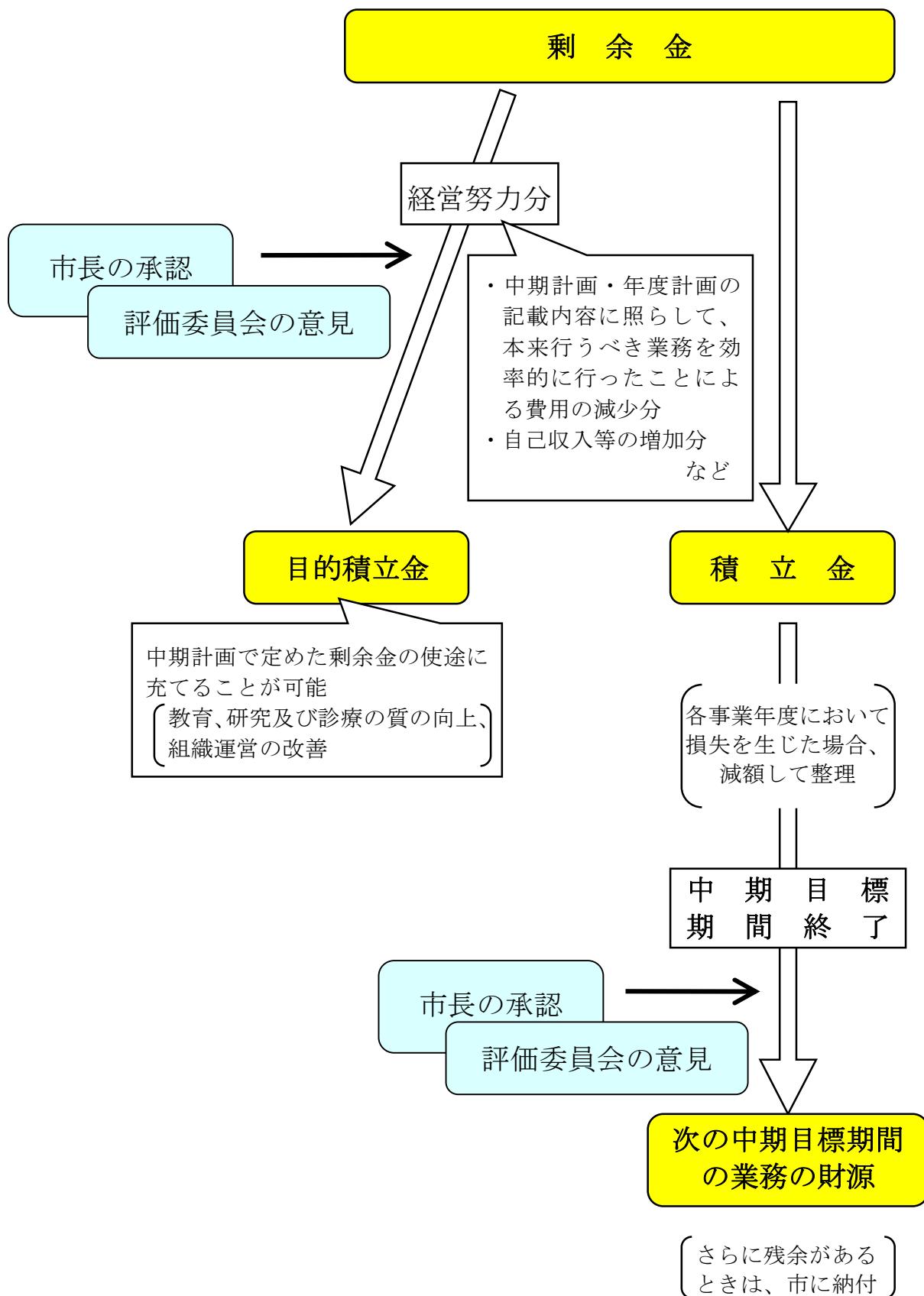
1 利益処分について

- ・地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、繰越損失に充当し、なお残余がある場合、積立金として整理する。
ただし、第3項の使途に充てる場合は、この限りではない。（法人法第40条第1項）
- ・法人は、第1項に規定する残余があるときは、市長の承認を受けて、残余の額の全部又は一部を中期計画で定める剰余金の使途に充てることができる。（法人法第40条第3項）
⇒承認には、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。（法人法第40条第5項）

2 経営努力認定について（総務省告示による）

- ・法第40条第3項による承認の額は、法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- ・法第40条第3項による承認の額が、法人の経営努力により生じたものであることは、法人が自らその根拠を示すものとする。
- ・具体的な方法
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金に基づく収益以外の収益から生じた利益
⇒経営努力により生じたものとする。
 - (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行つたために費用が減少した場合
⇒原則、経営努力によるものとする。
 - (3) その他法人が経営努力によることを立証した場合
⇒経営努力により生じたものとする。

利益処分の概要



公立大学法人名古屋市立大学の利益処分の考え方について

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(総務省告示)」により、利益処分に関する書類において地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額は、「法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である」と示されており、本市としての経営努力認定の考え方は以下のとおりとする。

○経営努力認定の考え方

◆経営努力として認定するもの

- ・運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- ・運営費交付金のうち、効率化係数によりすでに経営努力が認められる部分から生じた利益
- ・運営費交付金のうち、使途を特定して交付した運営費交付金から生じた利益で、大学法人が経営努力によることの説明責任を果たした場合

※経営努力として認定するものについては、法人化に伴い名古屋市から大学法人に無償譲渡された物品の受贈益など、現金の裏付けがなく、事業の用に供することができないものは除く

◆経営努力として認定しないもの

- ・本来行うべき業務を行わなかつたために費用・収益が減少したと認められるもの
【例】学生収容定員に対して在籍者が90%を充足しない場合、収容定員を下回った人數分の学生経費（市費負担相当額）については、経営努力として認定しない

○大学法人の運営費交付金収益の計上基準

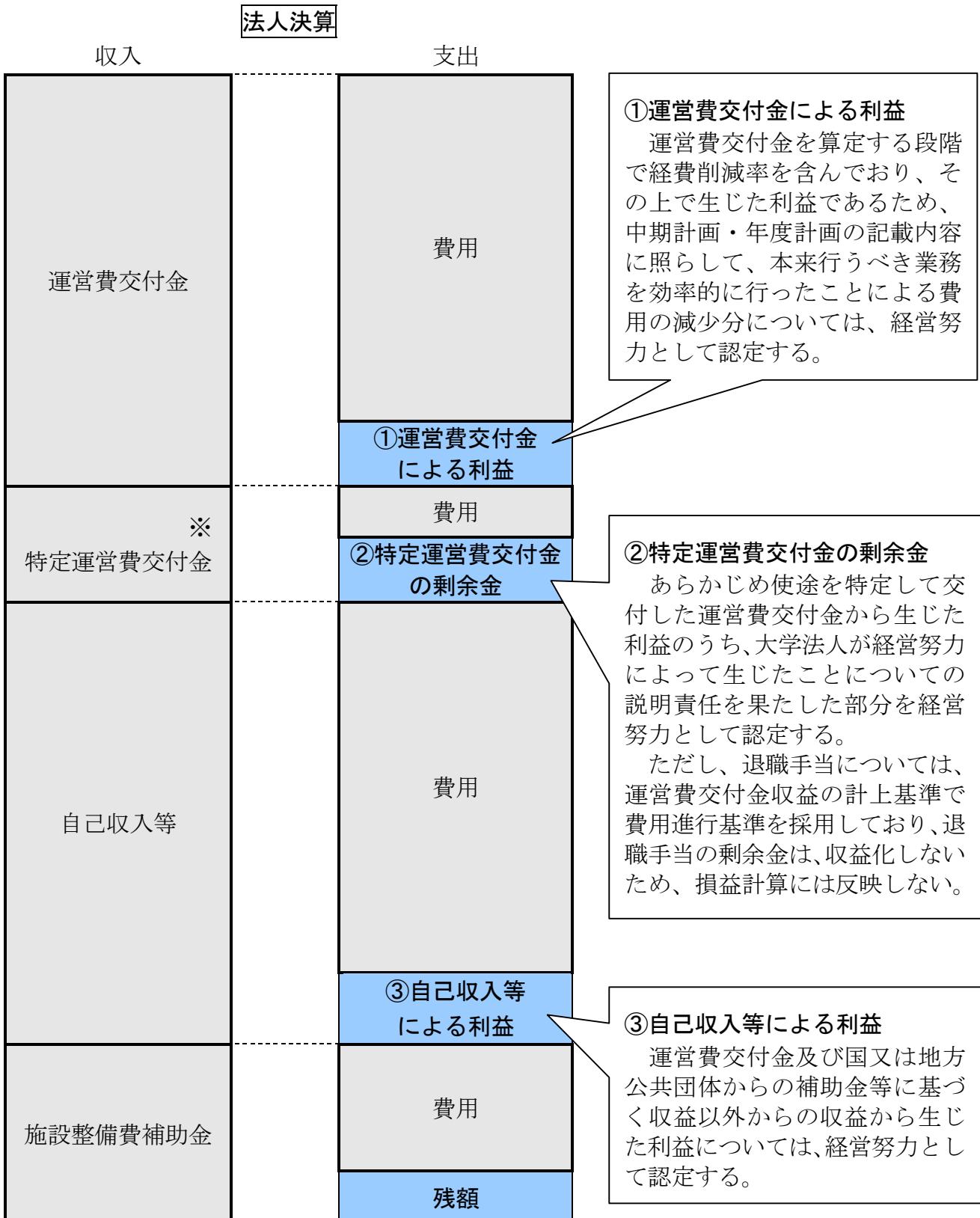
期間進行基準を採用。ただし、退職手当については費用進行基準を採用。

(参考)

施設整備費補助金について

施設整備費補助金は、あらかじめ大学法人が事業を執行したことを確認したうえで、市から交付するため、大学法人において剰余金が発生することはない。

公立大学法人名古屋市立大学の利益処分



※特定運営費交付金…退職手当や臨時・政策経費など、使途が特定された運営費交付金